

1. 健保組合でもマイナンバーを取り扱い開始します！

平成28年1月から番号制度が開始されました。健康保険については、平成29年7月から各自治体などとの情報連携が開始される予定です。

健保組合は、健康保険法による保険給付の支給または保険料等の徴収に関する事務に利用することとなります。そのため、当健保組合は12月より各会社を通じて皆さんの個人番号を収集します。

被保険者(本人)だけでなく被扶養者(家族)の個人番号も対象となります。

(既に会社にご報告頂いている方には、何もしていただくことはありません。)

任意継続被保険者の皆様には、封書にて回答書式を健保よりお送りし、直接収集させていただきます。

なお、平成29年1月以降、健康保険証発行の際には「資格取得届」「被扶養者変更届」に個人番号を記載頂くなど、届け出書にマイナンバーを書いて頂く場合が出てまいります。

ご協力よろしく申し上げます。



2. 人間ドック補助の申請締切は来年1月末まで！

人間ドックの健保補助申請は、例年同様1月末までです。

申請には、受診者名が記載された領収書本書と健診結果表のコピーが必要です。

締切を過ぎますと、ドック費用の70%（上限5万円）の健保補助が受けられませんので、未だ予約されていない方は早急に予約受診をしましょう。

3. ご家族向け「被扶養者健診制度」は受診終了が来年1月末まで！

今秋からスタートした、35歳以上のご家族が対象の「けんぽ共同健診」の健康診断です。

キッコーマン総合病院でも受けられます。人間ドックよりも健診項目は少ないですが、乳がん健診もあり費用負担が少なく受診できます(人間ドック補助との重複は不可)。

<受診機関や方法などの詳細については、対象者の方に案内冊子をお送りしています。>



4. ご家族が他社の健保に加入されたら、保険証を返却ください！

10月より短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用拡大が始まりました。

扶養されているご家族が、これにより勤務先の健保に新たに加入されることになった場合、

キッコーマン健保の被扶養者から外れますので会社に「被扶養者変更届」と該当者の「保険証」を添えて提出してください。(ご家族の方にご確認ください。)

平成28年10月からは従業員501人以上の企業で、週20時間以上働く方で、雇用期間1年以上、賃金88,000円/月以上の方は、健康保険・厚生年金保険の加入対象になる可能性があります。



以上